

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「頒布」を「頒布」に改め、考案」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた考案」を加える。

第十条に次の二項を加える。

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八條第四項又は次條第一項において準用する特許法第三十條第四項若しくは第四十三條第一項及び第二項(次條第一項において準用する同法第四十三條の第二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第二十六條中、「第七十一條」を「から第七十一條の二まで」に改める。

第三十條中、「第五五條(書類の提出)及び第六六條(信用回復の措置)」を「第六四條の二から第六六條まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第三十一條第一項の表中、「九百円」を「七百円」に、「千八百円」を「千四百円」に改める。

第三十二條の次に次の一條を加える。

(登録料の減免又は猶予)

第三十二條の二 特許庁長官は、第三十一條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がなく認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができ、

第三十三條中、「前條第二項」を「第三十二條第一項」に、「第三十六條において準用する特許法第九條」を「前條」に改める。

第三十六條中、「第九條(特許料の減免又は猶予)及び」を削る。

第四十條に次の二項を加える。

3 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完了したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第五十四條第九項を次のように改める。

9 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力がなく認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができ、

第五十九條第二項中、「事件の」の下に「判定の謄本が送達され、又は」を加える。

第六十一條第二号中、「各本條」を「三千万円以下」に改める。

第六十二條中、「第四十一條」を「第二十六條において準用する特許法第七十一條第三項において、第四十一條」に、「特許法第七十四條第三項」を「同法第七十四條第三項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和二十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中、「頒布」を「頒布」に改め、記載された意匠」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠」を加える。

第四条第一項中、「意匠について」を「意匠は」に、「意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号」を「した意匠登録出願に係る意匠について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号」に改め、同条第二項中、「意匠について」を「意匠も」に、「意匠登録出願をしたときも」を「した意匠登録出願に係る意匠については」に改め、同条第二項の規定の適用については」に改め、同条第三項中、「意匠登録出願に係る意匠について」を削り、

「その意匠登録出願に係る」を「第三條第一項第一号又は第二号に該当するに至つた」に、同項に規定する」を「前項の規定の適用を受けることができる」に改める。

第十条の二に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四條第三項又は第五條第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(第五條第一項において準用する同法第四十三條の第二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十三條第五項中、「第十條の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十五條第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一條第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一條の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四十一條中、「第五五條(書類の提出)及び第六六條(信用回復の措置)」を「第六四條の二から第六六條まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第七十二條第二項中、「査定又は審決」を「判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決」に改める。

第七十四條第二号中、「各本條」を「三千万円以下」に改める。

第七十五條中、「第五十二條」を「第二十五條第三項において準用する特許法第七十一條第三項において、第五十二條」に、「特許法第七十四條第三項」を「同法第七十四條第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第十三條」を「第十三條の二」に改める。

第十條に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九條第二項又は第十三條第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(第十三條第一項において準用する同法第四十三條の第二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十一條第五項中、「前條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二條第三項中、「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(出願公開)

第十二條の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならぬ。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標(第五條第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したももの。第十八條第三項第三号及び第二十七條第一項において同じ。)

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第二章第十三條の次に次の一條を加える。

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三條の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。